

事業者名字に係る車外表示の取扱要綱

〔目的〕

第1条 関東運輸局東京運輸支局長通達「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱について」（以下「表示通達」という。）の一部改正により、車外表示のうち、事業者の名字について漢字以外にローマ字、カタカナ、ひらがなによる表示が認められたことに伴い、事業者名の表示は、忘れ物の問い合わせや苦情の対応等旅客の利便確保に大きく関わることから、表示内容についての的確な把握に努め、事業の適正な運営と旅客の利便確保を目的に、その取扱をここに定める。

〔届出〕

第2条 事業者は、車外表示のうち、事業者の名字を漢字以外のローマ字、カタカナ、又はひらがなに変更する場合には、事前に一般社団法人東京都個人タクシー協会会長（以下「当会会長」という。）あて様式1により届け出るものとする。

第3条 施行日現在、既に漢字以外の字体に変更している事業者については速やかに様式1により届け出るものとする。

第4条 漢字以外の字体から漢字、ローマ字、カタカナ又はひらがなに変更する場合も同様とする。但し、書体のみを変更する場合にはこの限りではない。

〔車両整理番号〕

第5条 当会会長は、第2条、第3条及び第4条により届け出があった際には、新たな車両整理番号を様式2により指示するものとする。（多摩地区を除く。）

第6条 前条により指示された事業者は、新たな字体による事業者の名字並びに車両整理番号に変更するものとする。

第7条 車両整理番号は、漢字以外の字体については、字体並びに名字に関わりなく申込順に1番から連番で付すものとする。（多摩地区は従来通り。）

第8条 漢字により事業者の名字を表示する事業者については、従来通り名字（漢字）を基準として、重複のないよう付すものとする。（多摩地区は従来通り。）

〔新規参入者〕

第9条 新規参入者に対する車両整理番号の指示は、原則として従来通り名字（漢字）を基準として、重複のないよう付すものとする。（多摩地区は従来通り。）

第10条 新規参入者が、事業者の名字を漢字以外の字体で表示することを希望する場合には、第2条と同様に届け出るものとし、当会会長は第5条と同様に車両整理番号を指示するものとする。

第11条 譲渡譲受又は相続の認可の際に、譲渡人と譲受人の名字等が同じ場合は、事業者名字に係る車外表示も引き継ぐことを原則に、譲渡人の使用している車両整理番号を譲受人に対し付すものとする。

なお、譲受人が譲渡人の使用する字体以外で事業者名字を表示することを希望する場合には、第2条と同様に届け出るものとし、当会会長は第5条と同様に新たな車両整理番号を指示するものとする。

[領収書]

第12条 第5条、第10条並びに第11条なお書により指示された事業者は、領収書についても車外表示と同様の字体による事業者名字並びに車両整理番号を記載するものとする。

[報告]

第13条 上記届け出に応じない事業者及び表示通達に基づく表示以外の表示をしている事業者については、当会あて報告するものとする。

第14条 当会の指導に従わない事業者については、東京運輸支局へ報告するものとする。

[附 則]

1. 本要綱は、平成15年8月21日から施行する。
2. 本要綱は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。

令和 年 月 日

一般社団法人東京都個人タクシー協会
会 長 殿

許 可 番 号

氏 名

㊞

所属団体名

所属団体長

㊞

事業者名字に係る車外表示に関する届出書

今般、下記のとおり事業者名字に係る車外表示を変更したいので届出をいたします。

なお、新たに付される車両整理番号に変更すると共に、領収書についても車外表示と同様の字体による事業者名字並びに車両整理番号を記載いたします。

記

事業者名字車外表示	新	
	旧	

令和 年 月 日

所属団体名

許可番号

氏 名

殿

一般社団法人東京都個人タクシー協会
会 長

車 両 整 理 番 号 通 知 書

今般、貴殿より届け出のあった事業者名字に係る車外表示について、変更の際には車両整理番号についても下記の番号に変更されるよう通知いたします。

なお、領収書についても車外表示と同様の字体による事業者名字並びに車両整理番号を記載するものとします。

記

事業者名字車外表示 (新)	
車両整理番号 (新)	